

交付前マイナンバーカードの紛失について

鶴見区役所戸籍課で保管していた交付前のマイナンバーカード1枚が、所在不明であることが7月12日（月）に発覚しました。

このため、翌7月13日（火）に交付の御予約をいただいていたお客様にマイナンバーカードをお渡しすることができませんでした。厳正な管理を徹底し、取り扱うべきマイナンバーカードを紛失し、深くお詫び申し上げます。

1 経過

令和3年4月5日（月）	
地方公共団体情報システム機構（J-LIS）※から鶴見区へ該当のマイナンバーカードが納品される。	
令和3年5月28日（金）	
在庫管理のためのマイナンバーカード全件確認を実施中に、該当のマイナンバーカードがあることを確認している。この時点では該当のマイナンバーカードを含め、紛失しているマイナンバーカードはなかった。 （確認対象者を一覧にしたリスト（紙）と保管庫にあるマイナンバーカードの現物とを複数名で分担し、目視で突合する方法で確認）	
令和3年5月28日（金）～7月12日（月）	
マイナンバーカードを収納している保管用ファイルの整理作業を不定期に実施	
令和3年7月12日（月）	
16時頃	戸籍課執務室で翌日に交付予定のマイナンバーカードを準備していたところ、該当のマイナンバーカード1枚が見当たらないことが判明
17時頃～	窓口業務終了後、複数の職員で戸籍課執務室内を搜索
20時20分頃	戸籍課担当係長が、該当のお客様へ電話連絡し、お客様のマイナンバーカードが見当たらない状況であることを説明した上で謝罪
令和3年7月16日（金）～7月18日（日）	
改めてマイナンバーカードの緊急的な全件確認を行い、他に所在不明となっているマイナンバーカードがないことを確認	

※ 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）
マイナンバーカードの作成・発行等を行う機関

2 紛失した書類

マイナンバーカード1枚

3 マイナンバーカード券面に記載された個人情報

氏名、住所、性別、生年月日、顔写真、個人番号

4 お客様への対応

該当のマイナンバーカードが所在不明となったことが判明した7月12日（月）に御本人に連絡し、お詫びと事情説明を行いました。また、改めてマイナンバーカードを作成・発行し、7月31日（土）に御本人へ交付しました。

5 原因

マイナンバーカード交付前の準備作業や整理等を行う際に、同一のスペースで同時に別の作業を行う状況があったことから、執務室内での紛失又は誤廃棄が考えられます。

なお、執務室は職員しか通用できないこと、マイナンバーカードの保管庫は毎日施錠しており、職員以外取り出すことはないことから、盗難や個人情報漏えいの可能性は低いと考えられます。

また、マイナンバーカードの交付時には、券面の顔写真等により本人確認を行うとともに、専用端末で処理を行った上で交付を行っていますが、該当のマイナンバーカードについては、端末データ上に交付の記録がないことから、他人への誤交付の可能性はないと考えています。

6 再発防止策

今後カードを取り扱う際には、同一のスペース内での作業内容を限定することやマイナンバーカードを取り扱う際のダブルチェックの徹底、執務室内の整理整頓の徹底等、作業方法や執務環境の改善により再発防止を行ってまいります。

お問合せ先	
鶴見区戸籍課長	藤牧 武之 Tel 045-510-1706